

三平事務所通信 2016.6.1



【コラム】『定年後の働き方について』

三平 和男

一般的に男性の場合ではあるが、還暦を過ぎると同窓会やOB会などの会合が増えてくるといわれています。これは、一般企業において60歳定年制が定着してきていることによるところが大きいと言えます。

最近では、65歳までの継続雇用の法制化の影響もあり、60歳前後におけるサラリーマンの同窓会などにおける話題も変化してきています。

以前であれば、健康についてや旅行などの趣味を楽しむという話を多く聞きましたが、最近では資格試験の挑戦するとか、スキルアップを図る勉強を始めるなど、職業能力の維持向上に関する話を聞く機会が多くなっています。

以前、友人たちからは年金についての相談が圧倒的に多かったのですが、最近では定年後の処遇条件について相談を受けることが増えてきています。

労働力人口が減少する中、60歳を過ぎても働く方が大勢います。元々、日本の男性は勤労意欲が高いと言われており、65歳・70歳まで仕事を続けるということ、否定的にとらえている人は決して多くはありません。しかし、自分自身の人生を楽しむという部分も、もう少しあっても良いのではないかと感じます。

その点では、女性は男性に比べて余暇を楽しむという意識が高く、休日買い物や友人との食事などを楽しみ、リフレッシュを図ってる方が多いと感じます。休日の午後、ホテルで女性同士でアフタヌーンティーを楽しむ姿を目にすることも珍しくありません。1840年代にイギリスの上流階級で生まれた習慣を優雅に楽しむ姿に精神的な豊かさを感じるのは私だけでしょうか。

最近、同一労働同一賃金の議論が活発になってきていますが、今後、働き方どのように影響してくるのか、高年齢者にとっては重大な関心事となってきました。

当然のことながら、企業にとっては、賃金政策・人事政策に大きな転換を図る契機となりうるのではないかと考えます。

【三平事務所セミナーのご案内】

平成28年6月27日(月) ～心身に疾患を有する社員の雇用管理上の留意点～セミナーを開催致します。厚生労働省の調査では、メンタルヘルス、がん、脳血管疾患などの疾病により仕事を持ちながら通院している方の数は32.5万人に上っております。そこで、治療と職業生活を両立させていくうえで、企業としての課題、具体的な取組みについて解説いたします。是非、ご参加ください。

《短時間労働者に対する厚生年金保険・健康保険の適用拡大》

平成28年10月1日から、特定適用事業所に勤務する短時間労働者は新たに厚生年金保険等の適用対象になります。

特定適用事業所および短時間労働者の要件については、以下の通りです。

特定適用事業所の要件

- ① 同一事業主の適用事業所の厚生年金保険の被保険者数の合計が500人を超える事業所であること（＊平成31年9月30日までの時限措置）

短時間労働者の要件

- ② 週の所定労働時間が20時間以上であること
③ 雇用期間が1年以上見込まれること
④ 賃金月額が8万8千円以上であること
⑤ 学生でない事

＊雇用期間が1年未満であり、次のいずれかに該当する場合は、継続して1年以上使用されることが見込まれることとして取り扱われます。

- ・雇用契約書に契約が更新される旨または更新される可能性がある旨明示されている場合
- ・同様の雇用契約により雇用された者について更新等により1年以上雇用された実績がある場合

①から⑤のすべてに該当すると厚生年金保険等の適用対象になります。

《健康保険等の被扶養認定の同居要件が一部変更》

平成28年10月1日より健康保険・船員保険の被扶養認定における兄弟の同居要件が廃止されます。

＊収入要件に変更はありません。

	被扶養対象者	同居要件
変更前	①被保険者の直系尊属、配偶者（内縁も含む）、子、孫および弟妹	無
	②ア、被保険者の三親等以内の親族で、①以外のもの イ、内縁関係にある配偶者の父母および子 ウ、イの配偶者の死亡後におけるその父母および子	有
変更後	①被保険者の直系尊属、配偶者（内縁も含む）、子、孫および 兄弟 弟妹	無
	②ア、被保険者の三親等以内の親族で、①以外のもの イ、内縁関係にある配偶者の父母および子 ウ、イの配偶者の死亡後におけるその父母および子	有

社会保険労務士法人 三平事務所
東京都港区西新橋1-19-3 第2双葉ビル5F
TEL:03-3504-0071／FAX:03-3504-0072

☆人事・労務相談、業務委託のご依頼等、お気軽にご相談ください。